



平成 15 年 11 月 27 日

各 位

エッジ株式会社

代表取締役社長兼最高経営責任者 堀 江 貴 文

(証券コード 4753 東証マザーズ)

問い合わせ先 取締役最高財務責任者

宮 内 亮 治

(TEL 03 5788-4753)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、平成 15 年 12 月 19 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりにお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めることと共に優秀な人材を確保するためであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員

(2) 発行する新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、平成 15 年 11 月 19 日開催の当社取締役会決議に基づく株式の分割（1 株を 100 株に分割）については、かかる調整を行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

500,000 個（新株予約権 1 個につき目的となる株式数 1 株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当りの金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく新株引受権付社債に付された新株引受権および同法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年12月20日から平成19年12月19日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本件新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が合併により消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約

権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 15 年 12 月 19 日(金)開催予定の当社第 8 期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上